

後期高齢者医療保険料のモデルケース(令和8年度)

単身世帯、年金収入169万円の方

均等割額

①まずは軽減の基準額を求めて、均等割額が軽減に該当するかを確認します。

年金収入額	-	年金控除額	-	高齢者特別控除額	=	軽減の基準額	軽減の基準額44万円の
169万円		110万円		15万円		44万円	軽減割合は5割となります

②軽減に該当する場合は、均等割額に軽減後の割合を掛けます。

医療分	均等割額	×	軽減後の割合	=	均等割額	A
	53,300円		(10割-5割)		26,650円	
子ども・子育て支援金分	均等割額	×	軽減後の割合	=	均等割額	B
	1,300円		(10割-5割)		650円	

所得割額

①まずは保険料計算のもととなる所得金額を求めて、所得割額が軽減に該当するかを確認します。

年金収入額	-	年金控除額	-	基礎控除額	=	所得金額	軽減の基準額16万円の
169万円		110万円		43万円		16万円	軽減割合は2.5割となります

②保険料計算のもととなる所得金額に所得割率を掛け、軽減後の割合を掛けます。

医療分	所得金額	×	所得割率	×	軽減後の割合	=	所得割額	C
	16万		9.88%		(10割-2.5割)		11,856円	
子ども・子育て支援金分	所得金額	×	所得割率	×	軽減後の割合	=	所得割額	D
	16万		0.26%		(10割-2.5割)		312円	

1年間の保険料額

医療分 A+C	38,500円	+	子ども・子育て支援金分 B+D	900円	=	年間保険料額 39,400円
	(100円未満は切捨て)			(100円未満は切捨て)		